

# 阿賀野川水系流域懇談会 設立趣意書

阿賀野川は、その源を栃木・福島県境の荒海山（標高1,580m）に発し日本海に注ぐ、幹川流路延長210km、流域面積7,710km<sup>2</sup>、年間総流出量全国2位の大河であり、福島県では阿賀川と呼称される。その流域は、新潟、福島、群馬の3県にまたがり、本州日本海側初の政令指定都市である新潟市や福島県の地方拠点都市である会津若松市など9市13町6村からなる。

阿賀野川の近代的な河川整備は、舟運の航路確保を緒とするが、繰り返す洪水を受けて大正期からは治水事業が重点的に進められた。下流の新潟県域では大正2年8月の洪水を契機に、馬下から河口までの築堤や河道整正などからなる第一期改修事業が直轄事業として行われた。さらに、第二次大戦後には、河道の整正や深掘れ対策、堤防の補強などからなる第二期改修事業が進められた。

上流の福島県域では、大正8年に福島県により開始された河川改修事業が、2年後には国の直轄事業として引き継がれ、袋原、泡の巻、土堀などの蛇行区間に捷水路が開削された。第二次世界大戦後は日橋川、湯川、宮川などの支川の改修が進められた。

その後、昭和39年の新河川法の制定を受け、昭和41年に「阿賀野川水系工事実施基本計画」を策定、昭和60年に同計画の改定を経て、これまで水系一貫の計画的な河川整備を進めてきた。

こうした中で、平成9年に河川法の改正が行われ、その目的に、「治水」「利水」のほか「環境の整備と保全」が新たに加えられるとともに、従来の「工事実施基本計画」に代わり、河川整備の長期的な方向を示す「河川整備基本方針」と、具体的な河川整備の実施に関する事項を定める「河川整備計画」を策定することとなった。

「河川整備計画」の策定については、河川の特性と地域の風土・文化等の実情に応じた整備を推進するため、地域住民の方々や、学識経験者からの意見を反映した、河川整備計画案を作成し、さらに地方公共団体の長の意見を聴き河川整備計画を決定する手続きが導入された。

阿賀野川水系においては、平成19年11月22日付けで「阿賀野川水系河川整備基本方針」が決定された。この中で、治水基準地点となっている「山科」と「馬下」における基本高水のピーク流量をそれぞれ6,100m<sup>3</sup>/s、15,700m<sup>3</sup>/sとし、このうち大川ダム等の洪水調節施設により山科までに1,300m<sup>3</sup>/s、馬下までに2,700m<sup>3</sup>/sを調節し、河道への配分流量を山科で4,800m<sup>3</sup>/s、馬下で13,000m<sup>3</sup>/sとする、治水計画及び河川の適正な利用や河川環境の整備と保全等に関する事項等が定められたところである。

今般、「阿賀野川水系河川整備基本方針」に沿った「阿賀野川水系河川整備計画」の策定にあたり、阿賀野川・阿賀川について造詣の深い方々からの意見聴取を目的として、「阿賀野川水系流域懇談会」を設立するものである。